佐賀県指令　４建設技第　６３８号
令和 4年(2022年)12月21日

〒８４９－０９２２
佐賀県佐賀市
高木瀬東５－１６－２１

（株）八起建設

渡島　秀昭　様

佐賀県知事　山口　祥義

一般　建設業の許可について（通知）

令和　４年１０月２６日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	佐賀県知事　許可（般－４）第　9891号
許可の有効期間	令和 4年11月28日から 令和 9年11月27日まで
建設業の種類	

土木工事業　　とび・土工工事業
しゆんせつ工事業　　解体工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和 9年10月 28日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）